

下 教 政 第 7 0 7 号
令和3年（2021年）9月24日

下関市監査委員 小 野 雅 弘 様
同 大 賀 一 慶 様
同 香 川 昌 則 様
同 小 熊 坂 孝 司 様

下関市教育委員会
教育長 児玉 典彦

定期監査の結果に関する報告に係る措置の通知について

令和2年（2020年）6月12日付け監査報告第14号により提出のありました定期監査の結果に関する報告書において、改善が必要な事項として指摘のありました事項等について、別添のとおり改善措置を講じましたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により通知します。

定期監査の結果に対する報告書

教育部豊北教育支所

[指摘事項]

- (1) 下関市立角島小学校他不用品収集運搬処分業務は、産業廃棄物の収集運搬業の許可を持つ者及び処分業の許可を持つ者とそれぞれ委託契約を締結する必要があるが、処分業の許可を持たない収集運搬業者と処分も含め委託契約をしていた。この事案が生じた原因は、入札公告に必要な条件（収集運搬及び処分の両業務の許可を持っていること）を明記していないこと、入札参加資格の審査において処分業の許可の有無を確認しなかったこと、契約締結の際に相手方から処分業の許可証の写しが提出されていない不備を見落とししたことによるものである。十分に注意して事務を行うとともに、関係法令等に基づき、適正に事務処理されたい。

(改善措置状況)

同種の業務に関する条件付き一般競争入札において、入札公告に必要な条件を明記するとともに、入札参加資格の審査については、担当職員と副担当職員及び支所長補佐の複数名で入札条件に照らし合わせて資格の有無を確認し、厳重な審査を行いました。

契約締結にあたっては、同様のチェック体制で、許可証の写しなど必要書類の不備等が無いように細心の注意を払い、令和3年4月2日付けで契約を締結しました。

今後も、関係法令等に基づき、適正に事務処理を行うよう努めます。

以上